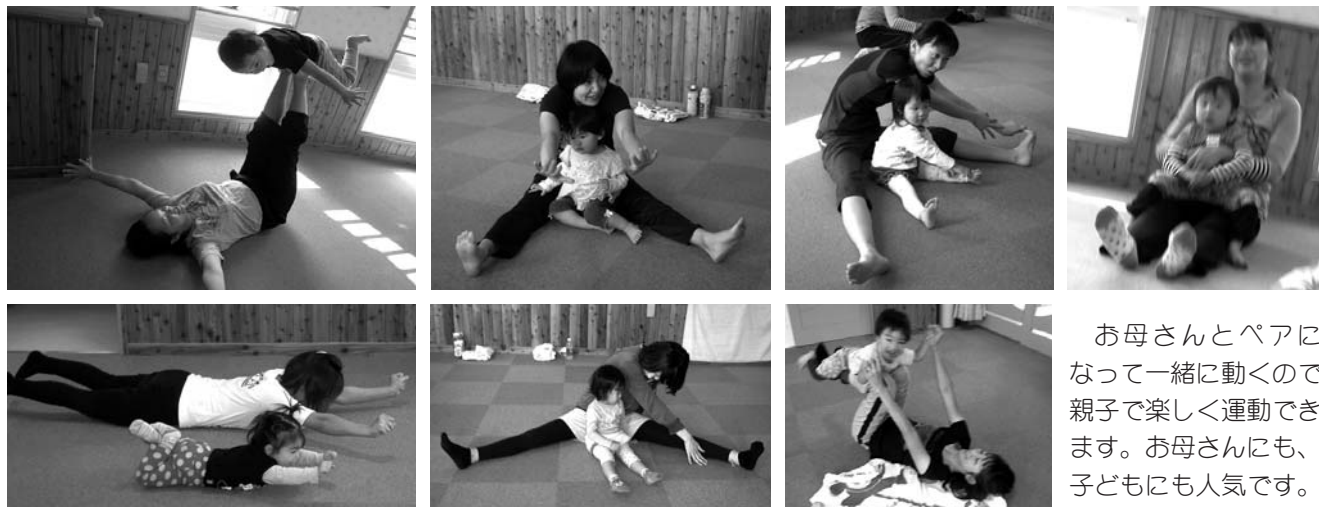




～秋です親子ピクス教室です♪～

恒例の親子ピクス秋の部です、たくさんの親子が楽しく参加しました。
 はじめての人でも簡単に、リズムにあわせて動くだけなので皆、気持ちいい汗をかいてリフレッシュしていました。



お母さんとペアになって一緒に動くので親子で楽しく運動できます。お母さんにも、子どもにも人気です。

～虫さがしに行ってきたよ♪～

幼児交流倶楽部あき組の虫さがしの様子です。
 野原に行ったらたくさんの虫をつかまえるはずでしたが、雨のため支援センター内での虫さがしとなりました。
 ちょうちよやバッタ、お手製の虫かごに、いっぱいつかまえたね。



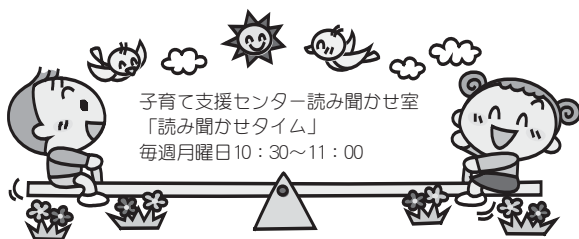
絵本読み聞かせ

11月の絵本読み聞かせ
 タイムの予定です

- 10日 紙芝居「おいしいおいしい」
 絵本「ぱんつもいいな」他
- 17日 紙芝居「ころころじゃっぼーん」
 絵本「いただきます」他

～親子公演会おもしろかったね～

今年の子育て支援センター親子で観る公演会、たのしい人形劇・影絵遊びにたくさんの親子が集まりました。



11月の子育てカレンダー

- よちよち教室②～子育て支援センター……………12日(水) 10:00～11:00
- 赤ちゃん健康相談～公民館……………13日(木) 10:00・13:30
- わいわい教室②～子育て支援センター……………14日(金) 10:00～11:00
- にこにこ教室②～子育て支援センター……………18日(火) 10:00～11:00
- ベビーマッサージ教室～子育て支援センター……………21日(金) 10:00～11:00
- 幼児交流倶楽部ふゆ組①～子育て支援センター……………26日(水) 10:00～11:30

⑦(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(税額控除)

この控除を受けるためには「住宅借入金等特別控除申告書」等を勤務先に提出する必要があります。なお、最初の年分については確定申告により控除の適用を受ける必要があります。

- 給与所得者など(所得の金額が一定の額を超える人などは除かれます。)が、一定の要件を満たす家屋の取得又は増改築等をして平成29年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合において、一定の住宅借入金等を有するときは、一定の期間にわたり所得税額から住宅借入金等特別控除額が控除されます。(住宅を居住の用に供した年が、平成19年又は20年の場合は、確定申告時に控除期間等を①又は②から選択することになります。)
- 平成26年分の年末調整に適用される住宅借入金等特別控除の控除額は、居住の用に供した時期等に応じ、住宅借入金等の年末残高を基として、それぞれ次表により計算した金額となります。
- 2年目以降、年末調整によってこの控除を受けるためには、「住宅借入金等特別控除申告書」とともに、金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を勤務先に提出する必要があります。

平成26年分の所得税に適用される控除率の表

住宅を居住の用に供した日	控除期間	各年分の控除額	
平成12年1月1日から平成13年6月30日まで	1～6年目	(5000万円以下の部分の金額)×1.0%	(最高 50万円)
	7～11年目	(5000万円以下の部分の金額)×0.75%	(最高 37.5万円)
	12～15年目	(5000万円以下の部分の金額)×0.5%	(最高 25万円)
平成17年1月1日から平成17年12月31日まで	1～8年目	(4000万円以下の部分の金額)×1.0%	(最高 40万円)
	9・10年目	(4000万円以下の部分の金額)×0.5%	(最高 20万円)
平成18年1月1日から平成18年12月31日まで	1～7年目	(3000万円以下の部分の金額)×1.0%	(最高 30万円)
	8～10年目	(3000万円以下の部分の金額)×0.5%	(最高 15万円)
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	① 1～6年	(2500万円以下の部分の金額)×1.0%	(最高 25万円)
	7～10年	(2500万円以下の部分の金額)×0.5%	(最高 12.5万円)
	② 1～10年	(2500万円以下の部分の金額)×0.6%	(最高 15万円)
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	11～15年	(2500万円以下の部分の金額)×0.4%	(最高 10万円)
	① 1～6年	(2000万円以下の部分の金額)×1.0%	(最高 20万円)
	7～10年	(2000万円以下の部分の金額)×0.5%	(最高 10万円)
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	② 1～10年	(2000万円以下の部分の金額)×0.6%	(最高 12万円)
	11～15年	(2000万円以下の部分の金額)×0.4%	(最高 8万円)
平成21年1月1日から平成22年12月31日まで	全期間(10年間)	(5000万円以下の部分の金額)×1.0%	(最高 50万円)
平成23年1月1日から平成23年12月31日まで	全期間(10年間)	(4000万円以下の部分の金額)×1.0%	(最高 40万円)
平成24年1月1日から平成24年12月31日まで	全期間(10年間)	(3000万円以下の部分の金額)×1.0%	(最高 30万円)
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	全期間(10年間)	(2000万円以下の部分の金額)×1.0%	(最高 20万円)

●認定住宅の新築等をして、平成21年6月4日から平成29年12月31日までの間に居住の用に供した場合において、一定の住宅借入金等を有するときは、一般の住宅の取得等の場合の控除(上記表)との選択により、次表の控除額を平成26年分の年末調整において控除することができます。

住宅を居住の用に供した日	控除期間	住宅借入金等の年末残高の合計額に乗する控除率(控除限度額)	
平成21年6月4日から平成23年12月31日まで	全期間(10年間)	(5000万円以下の部分の金額)×1.2%	(最高 60万円)
平成24年1月1日から平成24年12月31日まで	全期間(10年間)	(4000万円以下の部分の金額)×1.0%	(最高 40万円)
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	全期間(10年間)	(3000万円以下の部分の金額)×1.0%	(最高 30万円)

●住宅借入金等を利用して自己の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事又は一定の省エネ改修工事を含む増改築等を行い、平成22年1月1日から平成29年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合で、一定の要件にあてはまる場合は、バリアフリー改修工事又は省エネ改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

⑧給与所得者と確定申告

- 給与の収入金額が2,000万円を超える人、給与を2か所以上から受けている人、給与所得・退職所得以外の所得金額が20万円を超える人などは、確定申告をしなければなりません。
 - 多額の医療費を支払った人や、災害や盗難にあった人などは、確定申告をすることによって源泉徴収された税金が還付される場合があります。
- ※確定申告は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)が大変便利です。詳しくはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

12月1日は固定資産税第4期の納期限です。

<問い合わせ先> 役場税務課 ☎42-2111 内線34～36